

2025.9.26

「高度安全機械等導入支援補助金」 の今後の動向

Q

セミナーでのご質問

私は建設機械の販売会社で営業を担当しています。

先日、「令和 7 年度 高度安全機械等導入支援補助金」の交付申請受付が早々に終了していましたが、人気のある補助金であり、今後も同様の制度が実施される可能性があると思われます。そこで、補助金の内容について確認させてください。

A

キド先生からの回答

会社名義のゴルフ会員権を会長に譲渡する方法としては、「退職金として現物支給する」方法が考えられます。

申請登録期間	令和7年4月10日～令和8年1月30日 ※令和7年9月4日時点で既に受付は終了しています。 なお、次回の実施予定は未定です。	
補助対象	建設業許可を有する企業 (建設業の場合は資本金3億円以下、従業員数300人以下)	
コマツ 対象機種	コマツの対象機種は多岐にわたるため、下記一覧からメーカー名 「(株)小松製作所(コマツ)」にてご確認ください。	
	油圧ショベル対象一覧 07_requirements_excavator.pdf	ホイールローダー対象一覧 07_requirements_excavator.pdf
参考資料	建設業労働災害防止協会 HP「高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内」 https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html	

キド先生からのコメント

補助金は申請期間中であっても、予算上限に達した場合には予告なく受付が終了することがあります。今回は、令和 8 年 1 月 30 日の締切よりもかなり早く終了しました。この補助金は人気が高く、今後も同じような制度が期待できます。利用するメリットは、社員の安全を守る企業としてのイメージアップや、労災防止が期待できることです。今後も制度の動向を注視して、活用のチャンスを逃さないようにしましょう。

